



1962年(結成当時)



八千種小学校 鼓笛隊



50年の伝統を受け継いで



Ⓜ 広報

10

2012
(平成24年)
No.550

ふくささき

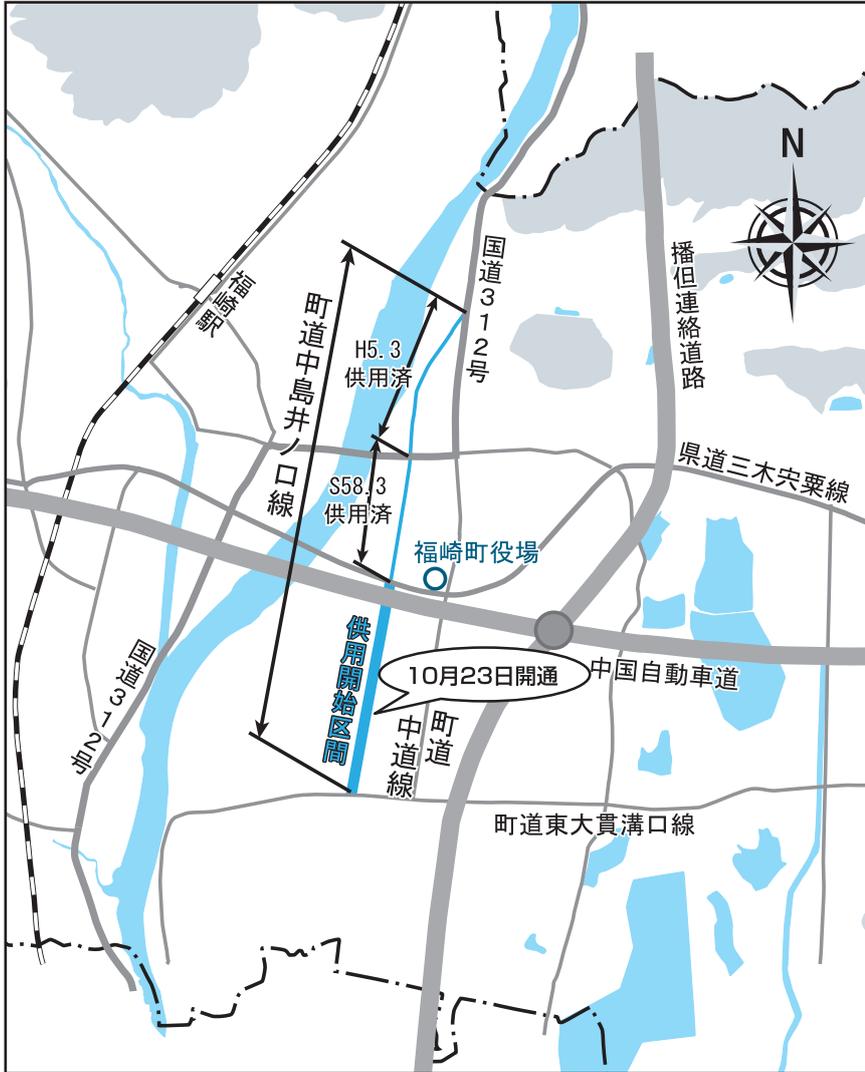
町道中島井ノ口線が全線開通します

多くの関係機関、関係者のご理解、ご協力により、町道中島井ノ口線が10月23日に全線開通します。

この道路は、役場の西に位置し、国道312号、県道三木穴粟線、町道東大貫溝口線を結ぶ南北幹線道路です。開通により、国道312号や町道中道線の慢性的な交通渋滞が緩和され、南北間の交通の円滑化や福崎インターチェンジへのアクセス向上が図られるため、町全体の経済活動の活性化に繋がることが期待されています。

また、この道路と交差する道路では、一時停止など新たな交通規制が生じ、周辺の交通状況が大きく変化します。規制標識等の変更にご注意ください。

(まちづくり課)



各種の相談事業 (定例分)

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00~15:00
(担当=住民生活課・内線374)

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00~15:00
(担当=社会福祉協議会・☎0300)

母子相談

毎月第2・4月曜日 10:30~15:00
(担当=健康福祉課・内線353)

行政相談

毎月第3水曜日 13:00~15:00
(担当=総務課・内線221)

“手芸ボランティアメンバー募集!!”

「自分の趣味を社会に役立てたい」という思いで永年ボランティア活動に励まれているグループが手芸ボランティアです。

みんなのアイデアから生まれた作品を、町の行事などで販売し、その売上金を社会福祉協議会やデイサービスに寄付しています。興味のある方、ぜひお越しください。

“広げよう ボランティアの輪”

今月(10/20~11/19)のボランティア活動予定をお知らせします。ぜひご参加ください。

ココロクラブ

10月27日(土) 9時~

役場周辺街路樹下手入れ

みどりのグループ

10月24日(水) 9時~

文化センター花壇

11月7日(水) 9時~

七種川沿い新町花壇

問い合わせ先

文化センター

☎22・3755

(コミュニティ推進専門員)



いつまでもお元気で

9月は敬老月間

今年の被祝福者

男性：藤岡泰児さん（余田）

（102歳）

女性：片山久子さん（東大貫）

（106歳）

福崎町最高齢者



お2人とも元気で、すてきな笑顔を拝見することができました。今後もますますお健やかに、さらなるご長寿をお祈りします。



片山久子さん



藤岡泰児さん



満百歳！

おめでとうございます

9月3日、山崎の山下知保さんが満百歳を迎えられました。毎日の散歩や、山へ山菜とりに行くことを楽しみにされていて、年齢を感じさせないとてもお元気な姿を拝見できました。



長生きの秘訣は「心を平和に！」とのこと。今後もますますお健やかに、さらなるご長寿をお祈りします。

なお、百歳をお祝いして、百歳の森記念碑に、お名前を刻みました。

老人芸能慰安会

9月5日、文化センターで老人芸能慰安会を開催し、約250人にご来場いただきました。出演者は、歌手の野々村あいさん、漫才のミヤ蝶美・蝶子さん、浪曲の2代目・真山一郎さんでした。野々村あいさんの歌謡ショーでは抜群の歌唱力に酔いしれ、ミヤ蝶美・蝶子さんの漫才ではベテラン2人の掛け合いに会場には笑いの渦が起きました。最後は真山一郎さんの浪曲で盛り上がり、時間が経つのも忘れるほどの楽しいひとときとなりました。



ひとり暮らし老人慰安会

9月8日、文珠荘で、ひとり暮らし老人慰安会を行いました。ボランティアグループ（福崎夢華灯・洋ちゃんサロン・アルコバレエノ少年少女合唱団）による、よさこい、マジック、合唱など見所満載のアトラクションのほか、飛び入りのみなさんが自慢のものを披露され、楽しいひとときを過ごしました。



（健康福祉課）

行事予定 (10月20日～11月17日)

- おはなし会
 10月20日(土)
 11:00～
- 子ども映画会
 「スプーンおばさん：
 大木の魚つり 他」
 10月27日(土)
 14:00～
- えほんのじかん
 11月7日(水)
 11:00～

資料整理日 11月1日(木) 休館

図書館応援隊フェスタ

11月17日(土) 10:00～14:30

- ◇おはなし会 ◇かたりべ ◇かみしばい
- ◇バザー・わたがし・ポップコーン
- ◇布絵本グループ手作り品の展示・販売
- ◇ゲスト出演：夢華火

～図書館応援隊からのおねがい～

バザーの品物が不足しています。ご協力いただける方は、近くの応援隊会員もしくは直接図書館までお持ちください。(未使用・未開封の物に限らせていただきます。)

新 着 図 書

八千種研修センター 図書室
 ☎22-1564

一般書10冊 児童書2冊

「雲の王」	川端 裕人
「花宴」	あさのあつこ

福崎町子ども会少年少女将棋大会開催

8月26日、文化センターで第32回福崎町子ども会少年少女将棋大会が開催されました。

福崎町の小学生が低学年・高学年の部にわかれ、盤上で熱い戦いを繰り広げました。

この大会での各部上位4人は、11月4日に姫路労働会館で行われる中播磨・西播磨合同子ども会少年少女将棋大会に出場する予定です。

成績は次のとおり。

【低学年の部】
 優勝 柴田峻吾
 準優勝 竹元歆節

【高学年の部】
 優勝 埴岡貞稔
 準優勝 上田 輝



生活科学教室のご案内

あの手この手と消費者を狙う悪質商法の被害は後を絶ちません。

「私は大丈夫」と思っている、日常生活の中には思わぬ落とし穴が潜んでいます。身近な事例で、その巧妙な手口について学習します。

日 時 10月13日(土) 13:30～15:30
 場 所 生活科学センター 講義室
 テーマ 「悪質商法 -こんな手口にご用心-」
 講 師 消費生活専門相談員(生活科学センター)

もちむぎクッキングレシピ⑥

食欲の秋！福崎町特産のもち麦の粉をつかった素朴な味のおやきはいかがですか？さつまいも、かぼちゃなど、身近にあるものをあんに使おうといいですよ。

もちむぎスイーツpart3 もちむぎ焼餅

材料 (15個分)
 もちむぎ粉250g 砂糖20g 水1カップ
 バター少々 サラダ油少々 あん120～150g
 黒ごま少々

- 作り方
- ①粉はふるいにかけて、砂糖とあわせる。
 - ②水を入れながら粉を練り、耳たぶぐらいのやわらかさになるように水を調節し、皮を作る。
 - ③あんと②の皮を15等分する。あんを包むまで濡れ布巾をかけておき、乾燥を防ぐ。
 - ④③の生地を丸く伸ばし、中心にあんを載せて包み込む。
 - ⑤表面を軽く押し、ごまを真ん中に飾り、とじ目を下にしておく。
 - ⑥⑤を蒸し器で15分程度蒸す。
 - ⑦バターを溶かし、サラダ油と混ぜる。
 - ⑧フライパンに⑦をひき、蒸しあがった餅を焼いて、できあがり。



生活科学 センター だより

貴金属の訪問買取

〔相談〕

女性から「いらぬ古着を買取りたい」と電話があった。訪問を了承し古着を用意して待っていると、来訪したのは男性で、古着を少し見た後、「こんなすてきな服をお持ちならアクセサリーもたくさんお持ちでしょう」と言われ、指輪2個を見せた。結局、業者は指輪2個を6千円で買取って帰った。冷静に考えると、だまされたと思う。指輪を返してほしい。

(60歳代女性)

〔処理〕

この業者の「買取申込書」には「買取日から3日間は返品可能」との記載がありました。そこで、センターが介入し交渉すると、返品に応じるとの回答を得ました。相談者

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



に伝え、返品・返金手続きを
してもらいました。

〔アドバイス〕

今回の相談の業者は独自のルールで返品特約を定めていたため、相談者の希望どおりの結果となりましたが、多くの場合、買取られた商品を後で返品してもらうのは困難です。現行法では、訪問買取りを規制する法律がなく、泣き寝入りのケースがほとんどです。

しかし、平成24年8月10日に、訪問買取業者を規制する法案が可決され、クーリング・オフ制度が導入されました。6か月以内に施行予定です。

内容は次のとおりです。
① 売渡しの契約を結んだ後も
売主(消費者)は契約の一方的な解除(クーリング・オフ)ができる。

② クーリング・オフ期間は8日間。

③ クーリング・オフにより物品を確実に売主に戻すためにクーリング・オフ期間中は物品を売主の手元に置いておくことを可能とする。つまり、売却を承諾した日から8日間は商品の引渡しを拒絶できます。

また、強引な「押し買い」のケースが多かったため、訪問買取業者による飛び込み勧誘(不招請勧誘)も禁止されます。

ただし、法律は施行後に効力がありますので、施行されるまでは駆け込みで業者が訪問し勧誘するかもしれません。買取ってもらうつもりがない時は、きっぱり断りましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火・金曜日
9時~16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

1日教室 くらしのゼミナール

福崎町特産もちむぎ商品を活用した献立(前菜~デザート)のコース料理を作ります。

日時 11月28日(水)
9:30~12:30

場所 生活科学センター

講師 もちむぎ生産組合員

参加費 材料費1,000円(予定)

募集人数 24人

申込先 生活科学センター

☎22-4977

申込期間 10月9日~23日

「障害者虐待防止法」が施行されました

障害者虐待は、どこの家庭や施設(会社)などでも起こりうる身近な問題です。障害者虐待防止法では、「擁護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者(障害者を雇用する事業主等)」による、次の5つの行為が障害者虐待にあたると定義しています。

虐待に気付いた方は、福崎町障害者虐待防止センター(役場健康福祉課内)にご相談ください。早めの対応や支援は、

虐待されている方だけでなく、その家族が抱える問題の解決にもつながります。

こんなことは虐待になります

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりすること
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、意図的に無視するなど、精神的に苦痛を与えること
放棄・放任	食事や水分を与えない必要な福祉サービスを受けさせないなど
経済的虐待	年金や賃金などを渡さない本人の同意なしに財産を処分するなど

連絡先

健康福祉課 町民福祉係
(内線352・354)

FAX 22-5980